西武フィットネスクラブ

西武ジュニアスクール (派遣型)

会 員 規 約

反社会的勢力との絶縁

西武フィットネスクラブは、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に対して毅然とした対応を行い、これらの者の入場および施設利用を一切認めないと共に、反社会的勢力の活動を助長するような行動は一切行いません。

個人情報の適正な取り扱い

西武フィットネスクラブでは、会員の個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩を防ぐため、個人情報を適正に管理するための体制を整備し、これを厳重に保管いたします。

西武レクリエーション株式会社

〈会員規約〉

I. 総則

(名称・目的)

第1条 本規約は、幼稚園・保育園施設を対象とした西武フィットネスクラブ・西武ジュニアスクール(以下「当クラブ」といいます。)の会員が心身の健康維持・増進および会員相互の親睦を図ることを目的として当クラブを利用することについて定めるものとします。

(運営管理)

第2条 西武レクリエーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、幼稚園・保育園 施設を利用して当クラブの運営・管理を行います。

Ⅱ. 会員

(会員制度)

第3条 当クラブは、会員制とします。

- 2 当クラブに入会を希望する方は、当クラブ所定の入会手続を行い、当クラブが定める規 則の遵守に同意することにより、当クラブに入会することができます。ただし、第4条に 定める入会資格を有する方であっても、当社が入会を認めない場合があります。
- 3 当クラブの会員(以下「会員」といいます。)は、当クラブの会員の種別、月会費、利 用料金等について、当社が別途定めた規則等に従うものとします。
- 4 当社は、会員の種別を新設、変更または廃止することができ、会員は、これに従うものとします。

(入会資格)

第4条 当クラブの入会資格は、次のとおりとします。

- (1) 当社が別途定める各スクール対象年齢に達していること(ただし、保護者の同意が必要です。)
- (2) 本規約等、当社が定める規則を遵守することに同意していること
- (3) 当クラブを含めて会員制のスポーツクラブもしくは団体から除名、会員資格の停止、またはそれらに類する処分を受けたことがないこと
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないこと

- (5) 刺青・タトゥ (シール等を含みます。) をしていないこと
- (6) 外国籍の方については、在留カードまたは特別永住者証明書を有していること
- (7) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと
- (8) 医師から運動を禁じられていないこと、および一時的な筋肉のケイレンや意識の喪失などの症状を招く疾病を有していないこと
- (9) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当社が好ましくないと判断する事項がないこと

(登録手数料)

第5条 会員は、入会時に当社が別に定める登録手数料を所定の方法で納入するものとします。なお、一度納入された登録手数料については、当社が認めるときを除き返還いたしません。

(月会費等)

- 第6条 会員は、当社が別途定める月会費・利用料金等を所定の方法で納入するものとします。なお、一度納入された月会費・利用料金等については、当クラブの利用がなかったとしても、返還いたしません。ただし、本規約に定めがあるとき、または当社が認めるときはこの限りではありません。
- 2 会員は、月会費・利用料金等の未納があるときには、退会等変更手続きをすることはできません。

(会員資格の譲渡禁止)

第7条 会員は、当クラブの会員資格を譲渡・貸与しないものとします。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の各号の一つに該当したときには、その会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 会員資格の有効期間が終了したとき
- (2) 自己の都合により退会を申し出たとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 死亡したとき

(会員の除名)

- 第9条 当社は、次の各号の一つに該当した会員を除名することができます。
- (1)本規約、細則、当クラブ利用案内の記載事項、諸規則等、当社が定める規則に違反したとき

- (2) 当社または当クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または当クラブの会員としてふさわしくない行為をしたとき
- (3) 月会費・利用料金等、当社に支払うべき料金の支払いを2か月以上滞納したとき
- (4) 第4条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなったとき、または同条の入会資格 を満たしていると偽って当クラブの会員資格を取得したとき
- (5) 前各号のほか、当クラブの会員としてふさわしくないと当社が認めたとき

(届け出・諸手続き)

- 第10条 会員は、氏名、住所、メールアドレス等、入会申込みの際に当社へ届け出た事項 に変更があったときには、当社に対し、速やかに届け出るものとします。
- 2 会員本人または当該会員の法定代理人が当クラブ所定の方法により手続きを行うものとします。

Ⅲ. 施設利用

(諸規則の遵守)

- 第11条 会員、会員の保護者、その他幼稚園・保育園施設の利用者すべて(以下「利用者」といいます。)は、本規約、細則、当クラブ利用案内の記載事項、諸規則等、当社が定める規則を遵守するものとします。
- 2 利用者は、前項のほか、当社の指示に従って、当クラブを利用するものとします。

Ⅳ. スクール営業

(一時的閉鎖・一時的休業)

- 第12条 次の各号の一つに該当するときには、当社は、当クラブの全部または一部を一時 的に閉鎖または休業することができます。
- (1) 幼稚園・保育園の定期休園によるとき
- (2) 幼稚園・保育園の臨時休園によるとき
- (3) 当社または幼稚園・保育園が特別行事等を開催するとき
- (4) 幼稚園・保育園施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ないとき
- (5) 天災地変等の不可抗力によりその災害が会員に及ぶと当社が判断したとき
- (6) 前各号のほか、幼稚園・保育園施設の安全上の事由、その他重大な事由によりやむを 得ないとき
- 2 前項の場合(第2号、第5号または第6号に該当する場合を除きます。)、当社は、会員

に対し、2週間前までに書面通知、当社ホームページへの掲載等のいずれかの方法により 告知するものとします。なお、第2号、第5号または第6号に該当する場合により事前に 告知することができないときには、当該事情が判明次第直ちに告知するものとします。

3 第1項各号に該当する場合であっても、法令の定めまたは当社が認めるときを除き、会員の月会費・利用料金等の支払義務は、軽減または免除されません。ただし、連続して1週間を超えて幼稚園・保育園施設の全部もしくは一部を閉鎖し、または休園したときには、当社は、会員に対し、その期間に相応する月会費・利用料金等を返還するものとします。

(閉鎖・解散等)

- 第13条 次の各号の一つに該当するときには、当社は、当クラブの全部または一部を閉鎖 し、または当クラブを解散することができます。
- (1) 法令の制定改廃または行政指導により幼稚園・保育園施設利用が不可能となったとき
- (2) 災害その他により幼稚園・保育園施設の被害が大きく幼稚園・保育園施設利用が不可能となったとき
- (3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき
- 2 前項の場合には、災害等やむを得ないときを除き、当社は、会員に対し、書面通知、当 社ホームページへの掲載等のいずれかの方法により3か月前までに告知するものとしま す。なお、災害等の事情により事前に告知することができないときには、当該事情が判明 次第直ちに告知するものとします。

(当クラブの免責事項)

- 第14条 利用者の責に帰すべき事由により利用者が受けた損害については、当社は、その 損害を賠償する責を負いません。
- 2 当クラブ内で発生した傷害その他の事故については、その事故が当社の故意または過失による場合を除き、当社は、一切の責を負いません。
- 3 利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解決する ものとし、当社は、当社の責に帰すべき事由によるときを除き、当該トラブルについて一 切の責を負いません。

(盗難)

第15条 当社は、利用者が当クラブ内で盗難が生じた場合、当社の故意または過失による ときを除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負いません。

(遺失物、不審物等)

第16条 当クラブは、利用者が当クラブ内で手回り品等の所有物を遺失した場合、当社の 故意または過失によるときを除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負いま せん。

2 会員は、当クラブ内で遺失物、不審物等を拾得または発見したときには、幼稚園・保育 園に届け出るものとします。

(利用者の損害賠償責任等)

第17条 利用者は、自己の責に帰すべき事由により、当クラブ、幼稚園・保育園または第 三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負うものとします。

V. 雜則

(個人情報の取扱い)

- 第18条 当社は、個人情報保護方針に従い、会員の個人情報を、次の目的でのみ利用する ものとし、当該目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨会員に告知する ものとします。
 - (1) 当社と会員との連絡のため(会員種別の新設・廃止・変更、当クラブの休業、当クラブの料金の変更もしくは会費関係等の案内に関する連絡)
 - (2) ご意見・お問い合わせへの対応、記録保管のため
 - (3) キャンペーン・モニター等への応募受付のため
- (4) 当クラブ施設内外における各種イベントの申込み受付・事務手続き等のため
- (5) 商品販売等の代金決済、アフターサービス等のため
- (6) 会員居住地のデータ分析等、個人を特定しない統計的情報管理のため
- (7) 西武グループ内でのサービス提供のため
- (8) 前各号のほか、当クラブの適正な運営のため

(会員への通知等)

第19条 会員への諸通知等を郵送する場合は、会員から届け出があった住所宛に行うものとし、その発送をもって通知が完了したものとします。なお、会員が当クラブに届け出を怠ったため、当クラブからの諸通知等が延着し、または到達しなかった場合であっても、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社は、会員が被った損害について責を負いません。

(改正)

第20条 当社は、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則等、当クラブにかかる規則(以下「本規約等」といいます。)の改正・変更をすることができます。この場合、当社は、本規約等を改正する旨および改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に

告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、すべての会員に及ぶものとします。

2 前項の告知方法については、書面通知、ホームページへの掲載等の方法によるものとします。ただし、月会費等料金を増額する場合(消費税率の変更に基づくものを除く。)には、登録済みの住所に郵送するものとします。

(附則)

本規約は、2024年4月1日から発効します。

糸田 貝丁

(目的)

第1条 本細則は、本規約および当クラブの運営に必要な事項を定めるものとします。

(月会費等の支払い)

第2条 会員は、当社に対し、毎月20日(以下「請求日」といいます。)に当月分の月会費・利用料金等を支払うものとし、当該支払方法については、あらかじめ当社へ届け出たクレジットカードによるものとします。なお、ご利用のクレジットカード会社の規約等によりクレジットカード支払いが承認されない場合には、会員は、当社が別途指定する方法により会費を支払うものとします。ただし、クレジットカード以外による会費の支払いには、別途当社が定める手数料が発生する場合があります。

(会員種別またはクラス変更)

第3条

会員が会員種別またはクラス変更を希望するときは、変更を希望する月の前月14日まで に、会員本人または当該会員の法定代理人が当クラブ所定の方法により手続きをとるも のとします。

(退会)

- 第4条 会員が自己の都合により退会を希望する場合、退会を希望する月の末日までに会員本人または当該会員の法定代理人が当クラブ所定の方法により手続きをとるものとします。
- 2 会員は、退会日以後当クラブの利用をしなかったとしても、退会月の月会費・利用料金等を全額支払わなければなりません。

(附則)

本細則は、2024年4月1日から発効します。